

## 第二二回

### 参第一二号

#### 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（案）

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「この法律施行の時」を「昭和三十年十月一日」に改め、同項第一号中「左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人」の下に「（恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号。以下「第一次改正法」という。）による改正前の本条の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者を除く。）」を加え、同号イ中「実在職年及び加算年」を「在職年」に、「以下本号において同じ」を「以下第十九条までにおいて同じ」に改め、同号ロ中「（附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。）」を削り、同号ハを削り、同項第二号中「左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族」の下に「（第一次改正法による改正前の本条の規定により当該旧軍人又は旧準軍人に係る扶助料を受ける権利又は資格を取得した者を除く。）」を加え、「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に改め、同号イを削り、同号ロ中「本号イに掲げる者以外の者で、」を削り、「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に、「この法律施行の日」を「同年十月一日」に改め、「（本号イに掲げる者を除く。）」を削り、同号ハを同号ロとし、同項第三号中「下士官以上の旧軍人」の下に「（第一次改正法による改正前の本条の規定により旧軍人の一時恩給を受ける権利を取得した者を除く。）」を加え、「旧準軍人としての引き続き実在職年」を「旧準軍人としての在職年」に、「実在職年を除く」を「在職年を除く」に、「その旧軍属及び旧軍人としての引き続き実在職年」を「旧軍人としての在職年にその旧軍属としての在職年を通算したもの」に、「実在職年七年」を「在職年七年」に改め、同項第四号中「実在職年」を「在職年」に、「第二号八に掲げる者を除く」を「第一次改正法による改正前の本条の規定により当該旧軍人に係る一時扶助料を受ける権利を取得した者を除く」に、「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に改め、同条第二項中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に、「実在職年」を「在職年」に改める。

附則第十一条中「兵たる旧軍人で」を「兵たる旧軍人（第一次改正法による改正前の本条の規定により一時恩給を受ける権利を取得した者を除く。）で」に、「引き続き実在職年」を「在職年」に改める。

附則第十二条第一項中「遺族」の下に「（第一次改正法による改正前の本条の規定により当該兵たる旧軍人に係る一時扶助料を受ける権利を取得した者を除く。）」を加え、「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に改め、同条第二項中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、「遺族」の下に「（第一次改正法による改

正前の本条の規定により当該兵たる旧軍人に係る一時扶助料を受ける権利を取得した者を除く。)」を加える。

附則第十四条及び第十五条中「実在職年」を「在職年」に改める。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する扶助料年額の特例)

第十六条の二 旧軍人又は旧準軍人の遺族のうち、恩給法第七十五条第一項第二号の扶助料を受ける者で当該扶助料の年額(同条第二項に規定する加給の年額を除く。以下本項において同じ。)が三万八千三百五円に達しないものについては、昭和三十年十月分以降三万八千三百五円をもつてその扶助料の年額とする。

2 前項の場合において、昭和三十年九月三十日において現に扶助料を受ける者については、裁定庁が受給者の請求を待たずに当該扶助料の年額を改定する。

附則第十七条の表附則第十条第一項第三号の項中「下士官以上の旧軍人」の下に「(第一次改正法による改正前の本条の規定により旧軍人の一時恩給を受ける権利を取得した者を除く。)」を加え、「旧準軍人としての引き続く実在職年」を「旧準軍人としての在職年」に、「実在職年を除く」を「在職年を除く」に、「その旧軍属及び旧軍人としての引き続く実在職年」を「旧軍人としての在職年にその旧軍属としての在職年を通算したもの」に、「実在職年七年」を「在職年七年」に、「旧軍属で」を「旧軍属(第一次改正法による改正前の本条の規定により旧軍属の一時恩給を受ける権利を取得した者を除く。)」で」に、「旧軍属としての引き続く実在職年」を「旧軍属としての在職年」に、「その旧軍人及び旧軍属としての引き続く実在職年」を「旧軍属としての在職年にその旧軍人としての在職年を通算したもの」に改め、同表附則第十条第一項第四号及び第二項の項中「実在職年」を「在職年」に改める。

附則第十八条第一項中「この法律施行の日」を「昭和三十年十月一日」に、「この法律施行の際」を「同日において」に改める。

附則第十九条中「実在職年」を「在職年」に改める。

附則第二十三条第一項を次のように改める。

旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。以下第四項までにおいて「一般公務員」という。)で旧勅令第六十八号施行後昭和三十年九月三十日以前に退職したもの及び旧勅令第六十八号施行前に退職した一般公務員で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けなかつたもののうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者(第一次改正法による改正前の本条の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者を除く。)又は旧勅令第六十八号施行後昭和三十年九月三十日以前に死亡した一般公務員の遺族及び旧勅令第六十八号施行前に死亡した一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けなかつたもののうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者(第一次改正法による改正前の本条の規定により扶助料を受ける権利又は資格を取得した者を除く。)については、旧勅令第六十八号第二条の規定

により恩給の基礎在職年から除算された在職年（附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない在職年を除く。）を通算して、昭和三十年十月一日から普通恩給若しくは扶助料を給する。

附則第二十三条第二項を次のように改める。

- 2 昭和三十年九月三十日以前に死亡した一般公務員で同年十月一日まで生存していたならば前項に規定する一般公務員に該当すべきであつたものの遺族については、同日から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料を給する。

附則第二十三条第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「第一項（前項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）」を「前二項」に、「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に改め、同項第四号中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「この法律施行の際現に普通恩給を受けない一般公務員又はその遺族に」及び「（第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「この法律施行の日」を「昭和三十年十月一日」に、「この法律施行の際」を「同日において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を次のように改める。

- 5 附則第十四条の規定は、第一項及び第二項の規定により給する恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「附則第二十三条第四項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五）」と読み替えるものとする。

附則第二十四条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「实在職年」を「在職年」に改め、同項第二号中「引き続く」を削り、「实在職年」を「在職年」に改め、同項第三号中「前二号に掲げる实在職年」を「前二号に掲げる在職年」に改め、同項第四号中「前三号に掲げる实在職年」を「前三号に掲げる在職年」に改め、同条第三項中「算入されていたもの」の下に「及び第二項の規定により算入されるもの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「算入されていたもの」の下に「及び前項の規定により算入されるもの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者に係る場合を除く外、实在職期間一箇月につき一箇月の割合で恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十五条第一項中「この法律施行前に死亡した者で、この法律施行の日まで」を「昭和三十年九月三十日以前に死亡した者で、同年十月一日まで」に、「この法律施行前に公務員」を「同年九月三十日以前に公務員」に改め、同条第二項中「この法律施行の際

現に公務員」を「昭和三十年十月一日において現に公務員」に、「この法律施行の際現に恩給法」を「同年十月一日において現に恩給法」に改め、同条第三項中「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に改める。

附則第二十九条第一項中「資格を失つた公務員の遺族」の下に「(第一次改正法による改正前の本条の規定により恩給を受ける権利又は資格を取得した公務員若しくはその遺族及び公務員の遺族を除く。)」を加え、「この法律施行の時」を「昭和三十年十月一日」に改め、同条第二項第四号中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、同条第三項中「この法律施行の際」を「昭和三十年十月一日において」に、「旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年」を「附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない加算年」に改める。

附則第三十条第一項中「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和三十年九月三十日」に改め、同条第二項中「昭和二十八年八月」を「昭和三十年十月」に改める。

附則第三十一条の見出し及び同条中「この法律施行後」を「昭和三十年十月一日以後」に改め、「**「実在職年」とあるのは「在職年（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。）と、**」を削る。

附則第三十三条中「附則第八条」を「第一次改正法による改正前の附則第八条」に改める。

附則第三十四条第一項中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、「昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月」を「昭和三十一年一月、昭和三十三年一月及び昭和三十四年一月」に改め、同条第二項中「昭和二十八年四月一日」を「昭和三十年十月一日」に改める。

附則第三十五条の二の見出し中「遺族年金又は」を削り、同条第一項中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前」に改め、「第二十三条第一項第一号に規定する場合の遺族年金又は同法」を削り、「旧準軍人の遺族」の下に「(第一次改正法による改正前の本条の適用を受けた者を除く。)」を加え、「を除く外、同項同号口に掲げる者」を削り、同条第三項中「この法律施行前」を「昭和三十年九月三十日以前に」に改める。

附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第十二項の規定により弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達してい

るものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

2 附則第二十三条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

附則別表第一から第三までを次のように改める。

附則別表第一

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 将	六八〇、四〇〇円
中 将	五三七、六〇〇
少 将	三九八、四〇〇
大 佐	三二七、六〇〇
中 佐	三〇一、二〇〇
少 佐	二四〇、〇〇〇
大 尉	二一三、六〇〇
中 尉	一六〇、八〇〇
少 尉	一三八、六〇〇
準士官	一一八、二〇〇
曹長又は上等兵曹	九七、八〇〇
軍曹又は一等兵曹	九四、八〇〇
伍長又は二等兵曹	九一、八〇〇
兵	七九、八〇〇
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第二

退職当時の俸給年額 傷病の程度	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円のもの
第一 目 症	二六、八〇〇円	二五、五〇〇円
第二 目 症	一七、九〇〇	一七、〇〇〇

附則別表第三

(イ) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上 欄	下 欄
四二三、六〇〇円ヲ超ユルモノ	三二七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
二四六、〇〇〇円ヲ超エ四二三、六〇〇円以下ノモノ	二一三、六〇〇円ヲ超エ三二七、六〇〇円以下ノモノ
一三九、二〇〇円ヲ超エ二四六、〇〇〇円以下ノモノ	一一八、二〇〇円ヲ超エ二一三、六〇〇円以下ノモノ
一一一、六〇〇円ヲ超エ一三九、二〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
九〇、〇〇〇円ヲ超エ一一一、六〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
九〇、〇〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ノモノ

(ロ) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

上 欄	下 欄
一三九、二〇〇円ヲ超ユルモノ	一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
一一一、六〇〇円ヲ超エ一三九、二〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
九〇、〇〇〇円ヲ超エ一一一、六〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
九〇、〇〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五表の規定を適用する場合

上 欄	下 欄

五二一、四〇〇円以上ノモノ	三九八、四〇〇円以上ノモノ
四四〇、四〇〇円ヲ超エ五二一、四〇〇円未満ノモノ	三四〇、八〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円未満ノモノ
五二一、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円	三九八、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一四、四〇〇円
二九二、八〇〇円ヲ超エ四四〇、四〇〇円以下ノモノ	二二二、〇〇〇円ヲ超エ三四〇、八〇〇円以下ノモノ
二八三、二〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円以下ノモノ	二一三、六〇〇円ヲ超エ二二二、〇〇〇円以下ノモノ
三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	二三〇、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額八、四〇〇円
一三九、二〇〇円ヲ超エ二八三、二〇〇円以下ノモノ	一一八、二〇〇円ヲ超エ二一三、六〇〇円以下ノモノ
一三四、四〇〇円ヲ超エ一三九、二〇〇円以下ノモノ	一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ
一一一、六〇〇円ヲ超エ一三四、四〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ
一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円	一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、四〇〇円
一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一一一、六〇〇円以下ノモノ	九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇八、〇〇〇円以下ノモノ	九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ
一〇〇、八〇〇円ヲ超エ一〇四、四〇〇円以下ノモノ	八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ
九〇、〇〇〇円ヲ超エ一〇〇、八〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円	九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額二、七〇〇円
八六、四〇〇円ヲ超エ九〇、〇〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ノモノ
八六、四〇〇円以下ノモノ	

附則別表第四中旧軍人及び旧準軍人の項を次のように改める。

旧軍人及び旧準軍人	三二七、六〇〇円をこえるもの	二一三、六〇〇円をこえ三二七、六〇〇円以下のもの	一一八、二〇〇円をこえ二一三、六〇〇円以下のもの	九七、八〇〇円をこえ一一八、二〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円のもの
-----------	----------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	------------

附則別表第五中旧軍人及び旧準軍人の項を次のように改める。

旧軍人及び旧準軍人	一一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえ一一八、二〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円のもの
-----------	----------------	-------------------------	------------------------	------------

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。

(定義)

第二条 この法律の附則で、「法第百五十五号」とは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）をいい、「新附則」とは、法第百五十五号の附則の規定でこの法律による改正後のものをいい、「旧附則」とは、同法の附則の規定でこの法律による改正前のものをいう。

2 この法律の附則で、「旧軍人」、「旧準軍人」及び「旧軍属」とは、それぞれ法第一百五十五号附則第十条に規定するものをいい、「一般公務員」とは、同法附則第二十三条第一項に規定するものをいう。

(この法律施行前に取得した権利又は資格の取扱)

第三条 この法律施行前に普通恩給、一時恩給、扶助料又は一時扶助料を受ける権利又は資格を取得した者の当該普通恩給、一時恩給、扶助料又は一時扶助料については、この法律の附則に定めるところによるのほか、なお、従前の例による。

(仮定俸給年額の改正に伴う年金恩給金額の改定)

第四条 旧附則第十条又は法第一百五十五号附則第二十二条の規定により普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得した旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族(当該旧軍人又は旧準軍人がこの法律施行前に死亡し、恩給法(大正十一年法律第四十八号)の規定により扶助料を受ける権利又は資格を取得した当該旧軍人又は旧準軍人の遺族を含む。)については、昭和三十年十月分以降、その恩給年額(恩給法第六十五条第二項及び第七十五条第二項に規定する加給年額を除く。)を、改正後の附則別表第一を適用して計算して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(仮定俸給年額の改正に伴う一時金恩給金額の改定)

第五条 旧附則第十条から第十二条までの規定により一時恩給又は一時扶助料を受ける権利を取得し、かつ、この法律施行の時まで恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由(死亡を除く。)に該当しなかつた旧軍人若しくは旧準軍人又は同法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由(死亡を除く。)に該当しなかつたこれらの者の遺族については、その恩給の金額を、改正後の附則別表第一を適用して計算して得た金額に改定する。ただし、改定金額が従前の金額に達しない者及び新附則第十条の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなる者については、この改定を行わない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合につき準用する。

3 この法律施行前すでに旧附則第十条から第十二条までの規定により一時恩給又は一時扶助料の支給を受けた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族については、第一項の規定により改定した金額とすでに支給を受けた金額の差額に相当する金額を当該旧軍人、旧準軍人又は遺族(当該旧軍人、旧準軍人又は遺族がこの法律施行前に死亡したときは、当該旧軍人若しくは旧準軍人の遺族又は当該死亡した遺族の後順位者たる遺族で当該旧軍人、旧準軍人又は遺族の死亡後この法律の施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(旧軍人又は旧準軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。))これらの遺族がないときは、当該死亡した旧軍人、旧準軍人又は遺族の

相続人)に支給する。

- 4 第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料が旧附則第三十四条の規定の適用を受けたものであるときは、前項の規定により支給すべき金額は、同条第一項の規定により昭和三十一年一月において支給すべき金額とあわせて支給するものとする。この場合においては、当該金額には同条第二項の規定による利子を附さないものとする。

(在職年数の計算方法の改正に伴う年金恩給金額の改定)

第六条 旧附則第十条若しくは第十七条又は法第百五十五号附則第二十二条の規定により普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得した旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属又はこれらの者の遺族(当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属がこの法律施行前に死亡し、恩給法の規定により扶助料を受ける権利又は資格を取得した当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族を含む。)及びこの法律施行の際普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を有する一般公務員(公務員に準ずる者を含む。以下同じ。)又はその遺族で旧附則第二十三条、第二十九条又は第三十一条の規定の適用を受けた者のうち、その恩給の基礎在職年に算入されていなかった在職年が新附則の規定によりその恩給の基礎在職年に算入されることとなつたものについては、この法律の附則第四条の規定による改定を行うのほか、昭和三十年十月分以降、その恩給の年額(恩給法第七十五条第二項に規定する加給年額を除く。)を新附則第十四条、第十八条第二項、第二十三条第五項、第二十四条及び第三十一条の規定を適用して計算して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

- 2 前項の規定による恩給年額の改定は、受給者の請求を待つて行う。

(在職年の計算方法の改正に伴う一時恩給金額の改定)

第七条 旧附則第十条から第十二条まで、第十七条又は第二十九条の規定により一時恩給又は一時扶助料を受ける権利を取得し、かつ、この法律施行の時まで恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由(死亡を除く。)に該当しなかつた旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員又は同法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由(死亡を除く。)に該当しなかつたこれらの者の遺族のうちその恩給の基礎在職年に算入されていなかった在職年が新附則の規定によりその恩給の基礎在職年に算入されることとなり、かつ、これらを通算した在職年数が、旧軍人又は旧準軍人にあつては旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限、警察監獄職員以外の公務員たる旧軍属及び一般公務員にあつては警察監獄職員以外の公務員(旧軍人を除く。)の普通恩給についての最短恩給年限、警察監獄職員たる旧軍属及び一般公務員にあつては警察監獄職員の普通恩給についての最短恩給年限に達しないものについては、この法律の附則第五条の規定による改定を行うのほか、その金額を、新附則第十五条、第十九条、第二十四条及び第二十九条第三項の規定を適用して計算して得た金額に改定する。ただし、改定金額が従前の金額に達しない者については、この改定を行わない。

2 第五条第三項及び第四項並びに前条第二項の規定は、前項の場合につき準用する。

( 恩給の選択 )

第八条 旧附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により年金たる恩給を受ける権利を取得した者（これらの規定により普通恩給を受ける権利を取得した者がこの法律施行前に死亡し、恩給法の規定により扶助料を受ける権利を取得した者を含む。）に対し、新附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により年金たる恩給を給すべき場合においては、恩給法第八条の規定を適用する。

( 一時恩給又は一時扶助料の返還 )

第九条 旧附則第十条から第十二条まで、第十七条又は第二十九条の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員又はこれらの者の遺族が、新附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなつた場合において、その者が昭和二十八年四月一日において普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得したものとしたならば恩給金額の計算に関する旧附則の規定により同日から昭和三十年九月三十日の間に支給されるべきであつた普通恩給又は扶助料の額に相当する金額を当該一時恩給又は一時扶助料の額から控除し、残額があるときは、その残額に相当する金額を国庫に返還させるものとする。

2 前項の場合において、同項に規定する一時恩給又は一時扶助料の金額のうちこの法律施行の際まだ支給されていないものがあるときは、当該金額のうち返還させるべき金額に相当する金額は支給しないものとし、返還させるべき金額が当該金額をこえるとき、又はこの法律施行の際すでに当該一時恩給若しくは一時扶助料の全額が支給されているときは、普通恩給又は扶助料の支給に際し、その返還すべき金額に達するまで、支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

3 前二項の規定は、旧附則第十条、第十一条、第十七条又は第二十九条の規定により一時恩給を受ける権利の裁定を受けた後この法律施行前に死亡した旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員でこの法律施行の日まで生存していたならば第一項に規定する旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員に該当すべきであつたものの遺族又は旧附則第十条、第十二条、第十七条若しくは第二十九条の規定により一時扶助料を受ける権利の裁定を受けた後この法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失うべき事由に該当した旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する旧軍人、旧準軍人、旧軍属若しくは一般公務員の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族について準用する。

( 一時恩給又は一時扶助料の金額の特例 )

第十条 旧附則第十一条又は第十二条の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族が、新附則第十条の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けることとなる場合においては、その者に対し新附則の規定により支給すべき一時恩給又は一時扶助料の額は、新附則の規定により計算して得た金額から、旧

附則第十一条又は第十二条の規定により給せられた一時恩給又は一時扶助料の額を控除した額とする。

- 2 第五条及び第七条の規定は、前項の場合においては、適用しない。
- 3 前二項の規定は、旧附則第十一条の規定により一時恩給を受ける権利の裁定を受けた後この法律施行前に死亡した旧軍人若しくは旧準軍人でこの法律施行の日まで生存していたならば第一項に規定する旧軍人若しくは旧準軍人に該当すべきであつたものの遺族又は旧附則第十二条の規定により一時扶助料を受ける権利の裁定を受けた後この法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失うべき事由に該当した旧軍人若しくは旧準軍人の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する旧軍人若しくは旧準軍人の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族について準用する。

(旧附則の規定により旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する扶助料年額の特例)

第十一条 新附則第十六条の二の規定は、旧附則第十条の規定により扶助料を受ける旧軍人又は旧準軍人の遺族についても、適用する。

(未帰還公務員についての経過規定)

第十二条 旧附則第三十条第一項の規定により恩給を給される者については、同条の規定は、なお、その効力を有するものとする。

## 理 由

旧軍人等に対する恩給上の取扱の不公平を是正するため、その恩給金額の計算の基礎とされる仮定俸給年額を一般公務員なみに引き上げ、旧軍人等の遺族に給せられる公務扶助料の基本年額を増額するとともに、旧軍人等としての在職年を恩給の基礎在職年に算入するにつき存する制限を緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費  
総額約九十二億円（昭和三十年）